

平成 19 年 第 3 回定例会 （第 2 日 9 月 6 日）

〔質問〕 沖本

議長からのお許しをいただきましたので、議席 22 番、市政クラブ、沖本浩二、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、生活保護者就労支援事業についてお伺いしてまいります。

厚生労働省は 2007 年度から、働く能力があるのに生活保護で暮らす受給者らに自立を促すため、専門家が受給者の就労の可否を判断する「稼働能力判定会議」の設置を地方自治体に働きかけています。

判定会議は、主に健康面などを理由とする受給者に就労を促すのがねらいであり、自治体ごとに複数の医師、例えば内科医、整形外科医、精神科医などや社会福祉士、生活保護を担当するケースワーカーらで構成する。働く世代の生活保護の受給者や受給申請者に対し、健康状態に関する聞き取り調査結果や職歴、地域での就労場所の有無などを勘案し、働くことができるかどうかを判断します。

就労が可能な場合、ハローワークなどと連携し、本人に合った職種の検討、職業訓練などの就労支援プログラムの作成などを行います。例えばある病気を理由として働けないとする受給者に対し、症状に応じて働ける職種や業務内容、勤務時間、就労場所などを検討し、あっせんすることなどが想定されています。ただ、実際に就労するかどうかは受給者にゆだねられることになっております。

生活保護の可否は、現在、自治体の福祉事務所が受給申請者からの聞き取りや家庭訪問、医師の診断書などをもとに判断しています。生活保護は働けるのに働こうとしない人には適用されませんが、持病があっても働ける可能性があるなど、判断が難しい場合があります。このため厚労省は判定会議を設置し、専門医などの判断によって、より厳密な判定を促すことにしました。

また厚労省では、会議を設置する自治体について、運用費用を「セーフティネット支援対策等事業費補助金」総額 180 億円から全額を助成する。実際に会議を設置するかどうかや会議の規模、権限や調査対象などは自治体が判断することになっています。

2005 年度の生活保護世帯数は、前年度より 4.3%増の 104 万 1,508 世帯で、13 年連続の増加。1995 年度に比べ、10 年間で約 1.7 倍に増加しています。生活保護費は、国と地方を合わせ、2005 年度は約 2.6 兆円に上ります。2005 年 9 月中に保護を開始した世帯 1 万 5,662 世帯の主な理由では、「けがや病気」が 42.8%で最も多くなっています。

ただ、生活保護については「格差社会の最後のセーフティネット」と指摘があり、運用には慎重な配慮を求める声もあります。以上は、ことし 3 月 19 日の読売新聞で報じられた内容でございます。

また、3 月 28 日の北海道新聞では、生活保護費の支給をより厳密に審査するための「稼働能力判定会議」の設置を検討していた札幌市は、具体的な実施要領をまとめた。5 月中旬から、北、白石両区に設け、審査を始める。厚生労働省によると、同会議の設置は札幌

市が全国初となる見通し。実際には2番目だということですが、生活保護費の増加が市の財政を圧迫していることから、支給の際の判断をより公正に行うため、市が準備を進めてきた。会議は医師、就労支援専門員、ケースワーカーらで構成する。札幌市は同会議で、医師の診断書では働けないとされていても、働ける可能性がある保護費受給者について審査する方針。新年度は計50人程度を対象とする。同市は先行する2区について、会議の効果や課題を検証した上で、市内全域に拡大する方針。こう報じられています。

こうした情報をもとに、札幌市ではこの新聞報道以降どのような取り組みをされているのか、本市教育福祉常任委員会として、7月2日に札幌市の方に視察に伺ってまいりました。

札幌市での取り組みは、まずその目的として、被保護者の稼働能力や適性職種等の客観的判定。対象者は、実施機関が稼働能力の見きわめに迷っている被保護者、今年度では、北区で精神疾患を持つ方、白石区では整形外科系疾患を持つ方に限定し検討されると。判定内容は稼働能力の有無、そしてその程度及び適性職種など。構成員は、札幌市医師職以外の医師、区の実施機関医、保護課長、保護係長、担当ケースワーカー、就労支援相談員、その他関係職員を必要に応じて招集しております。実施方法は、(1)稼働能力の見きわめに迷いのある被保護者の中から判定対象者を選定。(2)担当ケースワーカーが対象者の病状等について調査し、各種資料を作成。(3)会議開催からさきに述べた(2)の資料をもとに対象者の稼働能力や適性職種等を判定。(4)会議の判定内容を最大限考慮の上、対象者の処遇方針を再確認・変更。以上のような取り組みをされており、試行段階ではありますが、稼働能力の見きわめにおいて成果が得られると判断されているようです。また、平成20年度以降については、今後の試行状況も踏まえて改めて検討されるようです。

一方、この視察後であります7月10日には、北九州市小倉北区でことし4月まで生活保護を受けていたひとり暮らしの男性が、自宅で死後約1カ月たったと見られる状態で亡くなっていたという事件が報道されました。亡くなった男性は、糖尿病やアルコール性肝障害のため仕事ができなくなり、昨年12月から生活保護を利用していたものの、福祉事務所は「軽就労は可能との医師による診断」を理由に就労指導を行い、ことし4月に男性が「働く意思を示した」として、男性による生活保護辞退届を理由に保護を打ち切ったということです。北九州市によると、福祉事務所の勧めで男性が「働きます」と受給の辞退届を出したとされておりますが、男性が残した日記には、「働けないのに働くように言われた」など対応への不満がつつられていたといます。行政の就労支援事業にかかわる事件であり、まさに事業の重要性、責任の重さを考えさせられるできごとでありました。

さて、本市の就労支援事業であります。札幌視察前に、本市の状況や取り組みなどをまとめていただくことをお願いしました。「行政視察に係る調査表」というものを作成していただきました。この場をおかりし、改めてお礼申し上げます。

質問につきましては、さきに述べた稼働能力判定会議に絡めて、その調査表をもとに行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、座間市の現状であります。ことし5月1日現在の生活保護者の状況は、被保護世帯が849世帯、被保護人員は1,252人、保護率は9.81%。また、被生活保護者の内訳は、高齢者世帯が321世帯367人、障害者世帯が93世帯112人、母子世帯が84世帯236人、傷病世帯が273世帯394人、その他の世帯として78世帯143人となっております。また、生保受給者就労支援実施状況では、昨年4月からことし3月までに就労相談件数は237件あり、そのうち12名が就労につくことができ、うち5名が自立できたということになっていきます。

それでは、質問の一つ目として、この相談件数237、就労できた12名の方、自立された5名の方は、被保護者区分に照らし合わせるとどのような内訳になっているのかお伺いしたいと思います。

次に、質問の二つ目として、傷病で被保護者とされている方々の就労支援を行う際は、本市におきましても医師の診断書により判定されているとお聞きしましたが、就労判定員である就労支援相談員、担当ケースワーカー、査察指導員、担当課長の方々から見て、稼働能力判定会議のような第三者的医師の判断が必要と思われるようなケース、例えば傷病の症状に疑問を抱くような、見きわめが難しいようなケースはなかったのかお伺いするものです。

質問の三つ目として、自立された方々のアフターケア、フォローなどは行っていないとのことですが、現在までにリターン現象、つまり何らかの原因で被保護者に戻られた方はいないかお伺いします。

質問の四つ目として、本市の就労支援事業において、現在、問題・課題と挙げられている項目として、(1)初回就労面談を終え、求職活動に入る求人側の条件よりも、求職者の要望を前面に出すことが多くあり、モチベーションの低さもあり決定までかなりの時間を要する。(2)対象者は前の仕事をしてきた時期から長期のブランクがあり、少なからず身体上の問題を抱えているが、根底的に就労の意味が理解できていない。(3)コミュニケーション不足による対応力の低さ。(4)障害者求人(中年の障害者や精神疾患等)が極めて少ない。(5)対象者の多くは、電話網、携帯電話等を保持していないため、求人側との連絡がとりにくい等求職に関して不都合を生じている。以上のような5項目を挙げられておられます。これらについては大変難しい問題・課題であります。行政だけでは対応ができない要素が含まれるものと認識するものですが、国の施策、県の施策、市内企業、事業所の協力など、本市として今後どのような対応を考えなければならないか、あるいは考えておられるのかお伺いします。

そして最後に、五つ目の質問として、当初、稼働能力判定会議の設置に関しては、国から3月6日付の「生活保護関係全国係長会議資料」が送付されているだけであり、事務次官通知などは届いていない状況だと伺っています。その後、国からこの稼働能力判定会議について、厚生労働省事務次官通知など正式な打診はあったのか。また、調査表を作成していただいた時点では、県央の各市で設置予定はされていなかったようですが、その後、

何らかの動きがあったのかをお伺いします。

次に、情報化政策についてお伺いします。

日経B P社が発行する日経B Pガバメントテクノロジーは、東京コンサルティングと共同で第2回「自治体の情報システムに関する実態調査」を昨年7月に実施し、その結果を昨年12月に発表しています。

この調査は47都道府県と東京23区、全国779市、計849の自治体を対象とし、(1)システム化効果。(2)システムの基本構造。(3)システム化プロセス・体制。以上の三つのような分野について、郵送法によるアンケートを実施しております。回答が寄せられたのは430自治体、回収率51%。その430自治体の結果を解析し算出された得点を先ほどの3分野に、Aは標準以上、Bはほぼ標準的、Cは標準以下と3段階で評価し、全分野がAランクのAAAからCCCまでの格付を行っています。

その結果、最もレベルの高いAAA自治体は70、全体の16.3%に上っています。その中で総合得点が最も高かったのが豊中市で、以下10位までは、市川市、西宮市、横須賀市、藤沢市、東京都、神戸市、岐阜県、世田谷区、板橋区の順となっています。

神奈川県内のAAA自治体としては、横須賀市、藤沢市のほかに大和市、綾瀬市、川崎市、逗子市、厚木市、小田原市となっており、本市の格付としてはAAB、総合順位では94位という結果になっています。

また、日経パソコンは、市区町村の情報化進展度を比較する「e都市ランキング2007」をまとめました。調査は、2007年5月末時点の市町村に東京23区を加えた1,827自治体を対象としており、回答を寄せた自治体は1,606、回収率は87.9%。回答は、各項目とも2007年5月末時点のものとなっています。

ランキングの算出方法と評価項目は、(1)情報・サービス。これはインターネットでの情報・サービスの提供を言っております、40点の枠になっております。(2)アクセシビリティ。Webページのアクセシビリティの確保、これは10点でカウントされています。それから(3)つ目、情報化政策。情報化に関する政策の実施、20点。(4)としてセキュリティ。セキュリティ対策の実行、15点。以上5分野についてアンケートの回答をもとに各自治体の情報化への取り組みを得点化、合計得点からランキングを算出しています。5分野の合計得点の満点は100点。いずれの設問も回答が未記入だった場合には、その設問を加点の対象から除外されています。

ランキングの首位は、千葉県市川市。Webサイトの豊富な情報・サービス、使いやすいWebサイト、セキュリティ対策の充実などが高得点につながっています。

以下10位まで、藤沢市、西宮市、大阪市、横須賀市、枚方市、厚木市、下関市、三鷹市、荒川区の順となっています。このほか、総合順位として神奈川県内の自治体では小田原市が12位、大和市が29位、綾瀬市が41位に入り、座間市は240位という結果でした。また、神奈川県内の順位では、座間市は29市町村中15位となっています。

「自治体の情報システムに関する実態調査」及び「e都市ランキング」の結果について

は、あくまでも一つの観点から見た集計であり、格付がどうか、順位がどうかということではなく、それぞれの調査項目に対する結果を、自治体の情報化を推進させるための指標として受けとめることが重要だと考えます。指標から判断できるよいところ、劣っているところを分析し、今後の情報化政策につなげることこそが重要だと思っています。

今回、そういった観点から質問をさせていただきます。

まず、自治体の情報システムに関する実態調査、システム格付の結果報告による本市の格付は、先ほど申したようにA A Bだったわけですが、このBだったのはシステム化プロセス・体制の分野であります。その要因についての見解と今後の対応についてお伺いします。例えば今回の調査項目と回答の中から述べるならば、「システム化構想・システム化推進計画の有無」、「総合計画など本市の政策面・事業面の全体計画の内容とシステム化構想・システム化推進計画との連携」、次に「システム化の費用対効果の検証」、次に「情報システム資産台帳の整備」、これらが今後取り組みに必要ではないかと考えられるわけです。総合的な見解、今後の対応についてお伺いするものです。

次に「e都市ランキング」の結果より、数値は割愛させていただきますが、神奈川県 29 市町村の平均値、あるいは県内上位 14 市の平均値から見て、本市は「インターネットによる情報・サービスの提供」、「情報化に関する政策の実施」の分野について、やや劣っていると言えます。

その要因について今回の設問項目と回答から言えることは、「インターネットによる情報・サービスの提供」では、公式サイトで提供している情報として、「部署ごとのメールアドレス」、それから「よくある質問に対する回答集」、それから「電力・ガスなど公益企業へのリンク」、そして「都道府県などの防災情報へのリンク」などが不足している。次に「携帯電話向けの情報やサービスが不足している」。こういったことが挙げられます。また、「情報化に関する政策の実施について」は、「情報化に関する基本計画を策定していない」、次に「ITを活用した防犯・防災対策」の視点では「緊急時のWebサイト運用規定」、「遠隔地にバックアップ用Webサーバーを用意」、「新型インフルエンザに関する情報の掲載」、「新型インフルエンザ発生時の行政、住民の行動計画の掲載」などがなされていないということが言えます。これらについて、その必要性・重要性・緊急性などを考えながら今後取り組みを進めるべきだと思いますが、今後の対応についての考えをお伺いしまして、1 回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 星野市長

沖本議員からご質問をいただいたわけですが、1 点目の生活保護の就労支援事業の関係、具体的な少し内容でございますから、担当の方からご答弁を申し上げさせていただきますし、さらにまた自治体の情報システムの関係で、実態調査等から踏まえたご質問をいただきました。この関係について、内容的な要素は、失礼ですけれども、部長の方からご答弁を申し上げますけれども、いかに私どもとしても、これからもこうい

う評価の関係、それは一定の評価は評価でありまして、ただ、その評価いただいたもの、そういうものをやはり真摯に受けとめることも必要ではないかと思うしておりますし、そういう調査結果を踏まえて、また今後どういうふうにシステムを改善し、さらに充実をしていくかということのそういう、大いに参考にしながら対応を進めることが基本的には必要だろうと、こう思っております。大変失礼ながら、具体的なお答えについては部長の方から申し上げます。

〔答弁〕 村上総務部長

私の方からは、第2回自治体の情報システムに関する実態調査ということでございまして、庁内では、電算システム課の方で大まかにまとめました。そういうことで回答をしておりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、この結果についてお尋ねをいただきました。

1点目としては、システム化プロセスの体制の分野において、それらに対して総括的な今後の対応についての考え方についてお尋ねをいただきました。ご指摘をいただきましたことについては、システム化を図っていく上での必要性を十分認識しているところございまして、一たん、本市でのシステム化に当たっての現状につきましてご説明させていただきますと、システム化等に対する対応につきましては、システム検討部会、こういったものを立ち上げまして対応すると。さらに実施計画の作成時や予算の編成時に必要性や費用対効果をチェックする、そういったこと。それから他システムとの連携。また開発・運用、さらに安全性等を精査した上で開発すると。このようなプロセスで現在実施しているところでございます。ご質問の総括的な今後の対応についての考え方ということでございますが、総体的には、今、市長の方からご答弁申し上げましたように、当然、この実態調査の評価、真摯に受けとめて今後の対応に生かしていきたいと。これが基本的なことでございますけれども、当市の現状に基づいて対応していく。今回の評価結果を踏まえまして、今後においてさらによりよいシステムづくり体制の充実に努めてまいりたいと、このような考えを持ってございます。

2点目といたしまして、「e都市ランキング」の結果について、これはインターネットによる情報・サービスの提供、情報化に関する政策の実施についての必要性、それから重要性、緊急性などを考えながら取り組みを進めるべきとのお話で、今後の対応についての考え方についてお尋ねをいただきました。市民へのインターネットによる情報・サービスの提供等につきましては、当然、必要性・重要性・緊急性などを考えながら、積極的に取り組むことが必要と認識しているところでございます。現状においての情報政策といたしましては、既に沖本議員もご存じだと思いますが、防災・防犯対策といたしまして、座間市ホームページや携帯電話向けの防災・防犯情報の掲載を図り、提供している現状がございます。また、市民への情報やデータを取り扱う知識や能力の向上、こういったことの推進、取り組みに対しましては、IT講習の開催、小学校等でのコンピュータ教室の設置や児童

のインターネット利用などの情報基盤の整備などに取り組んでいるところでございます。さらに、この9月1日から六つの情報の緊急メールの配信サービスを新たに開始いたしました。また、平成20年1月1日を目標に現在のホームページをリニューアルし、新しいホームページへの取り組みを図っていききたいと、このような考えを持っております。今後におきましても、住民の安全で安心を確保するといったサービスやインターネットによる情報サービスの提供につきまして、情報推進の観点から、必要性・重要性・緊急性などを考えながら情報政策の推進の充実に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔答弁〕 坂井保健福祉部長

生活保護の関係で5点ばかりご質問をいただきました。

まず最初に相談件数等、被保護者の区分の内訳はというご質問でございますけれども、相談件数 237 件については、事前相談も含めてございますので、ちょっと区分ははっきりはしてございません。ただ、18年度において就労に至った者12名のうち、内訳は傷病世帯が8世帯、母子世帯が1世帯、その他世帯が3世帯、また自立に至った者5名につきましては、傷病世帯が4世帯、その他世帯が1世帯となっております。これが18年度の実績でございます。

次に、稼働能力判定会議のように、第三者の医師の判断が必要なケースがあったのかということでございますけれども、要保護者の健康状態等を把握する診断書や要否意見書等については、市の嘱託員による審査を行っております。被保護者の健康状態を的確に把握していることから、現在のところ、第三者の医師の判断が必要なケースというのはございませんでした。

次に、自立された方のリターン現象があったのかということでございますけれども、就労支援により自立された被保護者のリターン現象については、現在まで該当はございません。

続きまして、被保護者に対する就労支援について、さまざまな課題があり、行政だけでは対応できないのか、国の施策、県、市内企業、事業所の協力など、今後どのような対応が考えられるのかというお話でございますけれども、私どもといたしましては、これらの課題について、対象者と面談を重ねることにより、就労阻害要因を軽減し、就労へのモチベーションを高めるとともに、雇用主の理解・協力が必要となりますので、就労相談員が企業に出向いて理解を深めていただく努力をしているところです。また、公共職業安定所においては、生活保護受給者就労支援ナビゲーターを配置し、被保護者の支援に当たっております。いずれにいたしましても、公共職業安定所、事業主等関係機関との連携を密にし事業展開をする必要があると考えますので、被保護者の就労の支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、稼働能力の判定会議、その後、厚生労働省の方から通知があったのか、また県央各市の設置状況はというご質問でございますけれども、先ほどお話のありました会議以降、特に私どもの方に具体的な情報はございません。また、県内各市についても、設置の予定は現在のところございません。

以上でございます。

〔質問〕 沖本

一定のご答弁ありがとうございます。何点かについて再質問をさせていただきたいと思っております。

就労支援事業に関してであります。就労をされた方の実情、特にこの判定会議の関係で言えば、傷病世帯の方の就労ということで問われているわけでございますが、実際に就労された方が8名、それから自立された方が4名ということになっております。具体的に、その傷病のケースによってもかなり変わるとは思うのですが、整形外科的というか、外傷的なけがとか、いろいろあると思うのですけれども、そういった方たちであれば、もともと就労されていて、そのけががもとで生活保護になってしまった。生活保護を受けている期間の問題もあるでしょうけれども、実際的には、この4名の方が自立できたということは大変喜ばしいことだとは思いますが、逆に精神疾患の方ということ想定いたしますと、やはりこれは後で述べるアフターフォローのゾーンに引っかかると思うのですけれども、よくほかの自治体ではリターンするケースというのがちょっと多いように聞いているのですけれども、ここで述べられている傷病世帯、この就労8名、それから自立4名の方、これはちょっとそういう方たちがいるのか、そこをもう一度お聞きしておきたいと思っております。もしいるのであれば、僕はそういう方に関してはフォローというのも少し必要なのかなというふうに感じておりますので、そのちょっと実態をもう一度お聞きしておきたいと思っております。

稼働能力判定会議自体は、やはり僕自身も当市に本当に当てはまるのか、これだけの事業をやっておられますから、そんなに感じてはいないのですけれども、北九州市の事件もありましたし、その辺をちょっと懸念するのでありまして、そのリターンされる方、その辺のことをもう一度お聞きしておきたいなというふうに思います。

それから、情報化政策の方であります。答弁された内容で僕も全然構わないと思えます。真摯に受けとめていただきまして、今後発展できればなというふうに思います。ただ、細かい内容になってしまうのですが、インターネットによる情報サービスの提供のゾーン、ここで先ほどちょっと述べたのですが、部署ごとのメールアドレスの紹介であるとか、あとはよくある質問に対する回答集とか、電力・ガスなど公営企業のリンク、都道府県などの防災情報へのリンク、こういったところはホームページのリニューアルを今度されるということなのですが、この辺に折り込まれるのかどうかちょっとお伺いしておきたいなというふうに思います。特に部署ごとのメールアドレスというのは、県央8市で調べても座



間市だけなのですね、出ていないのが。これは何でなのだろうなというふうに素朴な疑問を持つわけなのですね。それが例えばマンパワー的なところの要素でできないのか、そういったところがすごく疑問に思うわけですね。そういうところをこれからの施策として考えるならば、例えば実際にやっている県央8市の自治体、一体どのような問題が発生しているのであるとか、マンパワーはどういうふうになっているのか、特に考えられることといえば、いたずらメールであるとか、もしくはウイルスとか、いろいろあると思うのですが、そういったことを今度のホームページの立ち上げに向けて検討されているのかどうか。この情報サービスのところをちょっとお伺いして2回目の質問とさせていただきます。

〔答弁〕 梅沢秘書室長

再質問でホームページの1月からの更新に関しまして、よくある質問とか、各課のメールアドレス等の取り組みについてお尋ねをいただきましたけれども、メールアドレスの関係については、いろいろ部内的にも課内でも検討したわけです。やはりセキュリティの面から今のところ難しいような状況ではないかというふうに思っております。

それからまた、よくある質問に関しても、このよくある質問、藤沢市等先進事例等を見ますと、本当にああいうふうなことを行うには、システムの構築というものが相当な費用をかけてやる必要が出てきておりますので、よくある質問に対するシステム構築というのは、今のところ難しいかなというふうに思っております。いずれにしても、今後の検討課題というところにはなるものと思っております。

〔答弁〕 坂井保健福祉部長

就労された方、また自立された方、このうちの傷病世帯に精神疾患の方がおいでになるのかというお話でございますけれども、残念ながら病気とかけがの方のみで、精神疾患の方はおいでになりません。

また、リターンするケースということでございますけれども、先ほどもご答弁させていただいたとおり、私どもの方に現在のところおりませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。（「そんなのはわかってんだよ」と呼ぶ者あり）

〔質問〕 沖本

それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

まず情報政策の方ですけれども、話が飛んでいたと思うのですが、部署ごとのメールアドレスの公開ですけれども、セキュリティの問題だというお話なのですが、セキュリティといっても非常に大きいですね。ウイルスであるとか、迷惑とか、いろいろあると思うのですよ。そういったところは、確かに不安とか、そういう問題・課題というのはあると思うのですが、そういうところを、では例えば、県央8市の中でメールアドレスを

受けるシステムというのはそんなに違うものなのかなという単純な疑問と、他市でどういう対策をとられているのかとか、そういうところをやはり研究すべきかなというふうに思うので、セキュリティというのは大きくあるので、その辺を具体的にちょっとお示ししていただきたいなというふうに思います。

それからあと、よくある質問に対する回答集、そんなに大きなものかなと。ちょっといろんなパターンがあると思うのですね。質問に対するこういう答えがあるという、そういうただの羅列だったら僕はできると思うのですよ。ただ、クエスチョンを例えば打ったら返ってくる、それはちょっと確かにお金はかかりそうだなという、そんな気はしていますので、ここはちょっとやり方次第だと思うので、それは今後の検討課題にさせていただいて結構だと思いますので、セキュリティのところをもう少しお伺いしておきたいなと思います。

それから、やはり何にしても情報政策のところで言うと、先ほど言ったAAAの自治体であるとか、e都市ランキングで上位のところというのは、やはり必ず一つ先頭に立って政策をする部署というのがあるわけですね。当市で言うと情報推進課、ここはホームページをつくる場所ですね。あと電算システム課というのは、結局、庁内の各部署が上がってくるシステム化であるとか、ハード・ソフトの管理・整備とか、そういったものに対して、サービスを提供するというわけではないですけども、仕事をしていく、受けた仕事をこなしていくという、そういうスタンスだと僕は思っているのですね。そうしますと、ではこの情報政策をリーダーシップをとって今後こうするぞというところは、では一体どこの部署でやらなければいけないのかと。企画政策とかいろいろあるのでしょうか、ちょっとまたスタンスが違うゾーンだと思うのですよ。そうすると、やはり専門的な部署、リーダーシップをとって今後の座間市の情報政策をやっていく部署というのは必要だと思うのですが、そこもちょっと聞いておきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから就労支援の方ですけども、現在のところ、そういった方がいらっしやらないということで、それはそれで結構だと思うのですが、今後、生活保護者というのは、どんどんどんどん保護率は上がってきていますよね。それは座間市もどうなるかというのは今後見えてこないわけなのですけども、ぜひそういったところ、もし問題点とか、また課題が発生しましたら、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

以上で3回目の質問を終わります。

〔答弁〕 梅沢秘書室長

再度ご質問いただきました。メールアドレスの関係でございます。セキュリティの関係で、具体的にというお話でございますけれども、各課でのメールの公開というところでは、やはりウイルスの関係とか、迷惑メール等の関係がありまして、今のところ今後の検討課題とさせていただきますけれども、メールアドレスの関係については、一応、

今の考え方といたしましては、各課のホームページにメールアドレスを記載するのではなくて、ホームページの全体の中で問い合わせ等の関係については、メールアドレスを記載していく考え方でございます。集中管理をする、そのような方向で考えてございます。

それから、よくある質問に関しまして、他市の状況等を踏まえてというようなことで検討をしていただきたいというお話がございましたけれども、確かによくある質問の関係で、システム構築をして立派なものにするという方法もあろうかと思えますけれども、今、議員さんからご提案のありましたように、やり方によっては、このホームページのこういうコンテンツについてはよくある質問でこういうのがたびたび来ると。そうしたらば、その担当課としては、それを受け入れて、ホームページのコンテンツの充実、記載すべきところはもっと親切に記載すると、こういうふうな方法もあろうかと思えますので、よく検討をさせていただきたいというふうに存じます。

〔答弁〕 坂井保健福祉部長

就労支援の関係でご質問をいただきましたけれども、就労支援に当たりましては、被保護者の就労意識と雇用する事業主の理解・協力、これが不可欠であります。そのため、相談員が本人と面談を重ねておりますし、また事業所等へ出向いて相手方の理解を求める努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。